

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

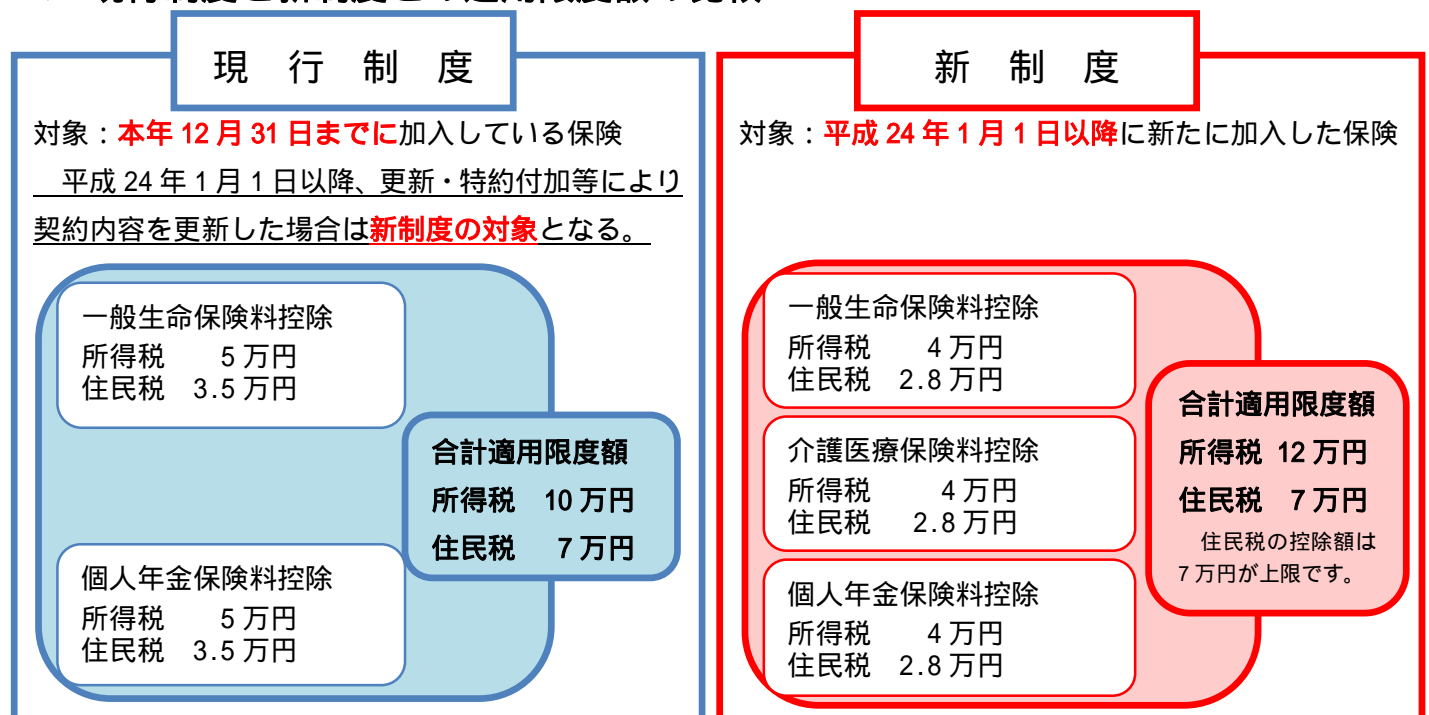
■ 来年から生命保険料控除制度の仕組みが変わります。

Q これまでは個人で生命保険に加入していると、所得税の計算をする上で上限 10 万円まで、所得から控除ができました。しかし、この取り扱いが来年から変わると聞きましたが、具体的にはどのように変わのでしょうか？

解説

平成 22 年度税制改正にともない、平成 24 年 1 月 1 日以降加入の保険契約より、「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え、「介護医療保険料控除」が新設され、適用限度額が変わります。

1. 介護医療保険料控除の対象
介護（費用）保障または医療（費用）保障を内容とする主契約または特約に係る支払保険料
2. 現行制度と新制度との適用限度額の比較



3. 平成 23 年以前の契約の保険と平成 24 年以降の契約の保険、両方が混在している場合
以前契約の保険は現行制度の各限度額を適用できますが、限度額の合計額は新制度の金額となります。

要するに...

保険料控除の対象となる保険として介護保険が追加されました。従来の一般の生命保険料と年金保険料のそれぞれの控除額は減りましたが、所得控除できる合計額は増えました。もし、今後個人年金保険に加入することを検討しているならば、来年以降に加入すると現行制度に比べて所得控除の適用限度額が減少しますので、注意が必要です。